

愛知県病院薬剤師会会則施行細則

第1章 事務所

第1条 本会の事務所は、会長の所属する施設内におく。

第2章 会 員

第2条 本会の正会員、特別会員A、B及びCとなるには、所定の用紙によって本会に入会を申し込み、当該年度の会費を納入することを要する。

なお会費は、正会員 10,000 円、特別会員A 13,000 円、特別会員B 5,000 円、特別会員C 15,000 円とする。

2 前項の会費は、会費納入時期に納入すること。

ただし、会費納入時期を過ぎた場合には申し込みと同時に納入すること。

3 毎年度10月以降に本会の正会員特別会員A、B及びCとして入会申し込みをするものは、当該年度の会費は年会費の半額とする。

4 会費のうち、他の身分によって、納入済の分についてはこれを免除する。

第3条 上記入会申込書が提出された場合、本会は受理した日をもって入会とし、正会員及び特別会員Aは日本病院薬剤師会に入会通知を行い、特別会員B及びCは日本病院薬剤師会に入会しない。

第4条 正会員、特別会員A、B及びCは氏名、住所、勤務先などに変更を生じたときは、速やかに本会に届けなければならない。

第5条 正会員、特別会員A、B及びCが退会しようとするときも前条に準じる。この場合本会は受理した日をもって退会とし、正会員、特別会員Aは日本病院薬剤師会に退会通知を行う。

第6条 名誉会員は会費の納入を要しない。

第7条 特別会員A及びB及び名誉会員が病院・診療所に再勤務した場合、希望により正会員に復帰することができる。

第3章 理事会

第8条 理事会は会議の議事録を作成しなければならない。

第9条 会長は緊急を要する事項について理事会を開く暇のない場合は、正副会長会の議決をもって代えることができる。ただし、事後理事会の承認を要するものとする。

第4章 会務執行部

第10条 本会は会務執行のため次の部を設けることができる。

- (1) 総務部: 会務の管理、事業の企画、庶務・渉外に関する事項
- (2) 会計部: 経理・会計に関する事項
- 2 各部員の人選は理事会が行い、会長が委嘱する。
- 3 総務部員は総務理事を補佐し、会計部員は会計理事を補佐する。

第5章 専門委員会及び支部

第11条 本会の会務を円滑に運営するため必要な調査研究機関として、次の専門委員会を置く。

- (1) 調査委員会: 病院並びに診療所に勤務する薬剤師の地位向上及びにその他諸問題と薬剤と業務に関する統計調査・研究に関する事項
- (2) 会員委員会: 会員増加対策、会員名簿整備及び渉外に関する事項並びに病院診療所薬剤師の求人、求職の円滑化に関する事項
- (3) 学術教育委員会: 会員の研修、薬剤師教育、医薬品情報活動並びに学術発展に伴う調査研究等に関する事項
- (4) 編集委員会: 機関紙編集出版並びにその他広報に関する事項
- (5) 中小病院・診療所委員会: 中小病院及び診療所における諸問題の調査研究に関する事項
- (6) 薬学生病院実習検討委員会: 薬学生の病院実習が円滑かつ効果的に実施できる調査研究に関する事項
- (7) 愛病薬ホームページ委員会: ホームページを介して、会員への情報提供、収集に関する事項
- (8) 精神科病院診療所委員会: 精神科医療に係る薬剤師相互の情報交換と当該業務に係る調査研究に関する事項

第12条 各委員会は委員長1名、副委員長1名、連絡委員 1 名、委員若干名をもって組織し、委員長には理事を充てる。

- 2 各委員会の人選は正会員からの立候補者を募り、理事会で選考の上決定し会長が委託す

る。

3 委員は正会員以外から臨時に委嘱することができる。

4 委員長は委員会を主宰し、副委員長は委員長を補佐し必要があればその職を代行する。

第13条 各委員会の委員長は議事録を作成し、理事会に報告しなければならない。

第14条 各委員会の発足、解散は理事会の議決による。

第15条 本会は、次の地区に支部を置く。

名古屋市	}	地区区分は 別表を参照
尾張西地区		
尾張中地区		
知多地区		
東三河地区		
西三河地区		

2 支部は、会則第4条各号に掲げる事業のうち、各地区の実情に即した事業を本会与連絡を
かりながら行う。

3 支部長・地区長は、本会理事の中から理事会の承認を経て会長が委嘱する。

4 支部長・地区長は、会務を遂行するために支部総務及び会計、その他の役員(副支部長・副
地区長等)を会長の承認を経て置くことができる。

5 副支部長・副地区長は支部長・地区長を補佐し、支部あるいは地区の運営を分掌する。

6 会長は、会務推行のため必要あるときは支部長を召集し地区支部長会を構成することができ
る。

第6章 役員選挙規程

第16条 この規定は、会則第12条に定めた役員の選任を、公正に行うことを目的とする。

第17条 役員の選任を円滑に行うために、選挙管理委員会を置く。

第18条 選挙管理委員会は次に掲げる事務を行う。

(1) 役員選挙についての告示

(2) 役員立候補届の受理、資格審査及び候補者氏名の公示

(3) 役員選挙における投票及び開票の管理並びに投票の有効と無効の判定

(4) 選挙結果の総会での報告

(5) 本条(2)及び(3)の異議申し立ての受理審査並びに判定

(6) 第26条に関する事

(7) その他役員選挙事務に関する事

第19条 自ら役員に立候補しようとする者は、立候補届(様式1)と略歴書(様式2)とを公示に従い委員会に提出しなければならない。

この際、3名以上の正会員の推薦を添えるものとする。

第20条 選挙権は、会費を完納している正会員に限る。

第21条 被選挙権は、会費を完納している正会員のうち、本会に1年以上在籍している者とする。

ただし、監事に立候補しようとする者についてはこの限りではない。

第22条 立候補を辞退する者は、選挙日の7日前までに辞退届(様式3)を委員会に提出しなければならない。

第23条 選挙は、立候補届があつた者について総会出席正会員の無記名投票により行う。

第24条 当選者は、それぞれの選挙において高得票順に定める。ただし会長については、総得票数の過半数を必要とし、得票数が過半数に達しないとき、次点者と決選投票を行う。

第25条 各選挙を通じ、立候補届締切時を経過するも、その選挙によって選ぶべき員数を超えないときは、委員会での議決を経て選挙を行わずに、その候補者をもって、当選者とすることができる。

第26条 この施行細則の改廃は理事会の決定による。

第7章 その他

第27条 本会の名称は愛病薬と省略できるものとする。

第28条 本会の会計口座管理は会計理事の氏名・住所をもって運用するものとする。

第29条 本会の会計以外の口座管理は、総務理事の氏名・住所をもって運用するものとする。

附 則

この施行細則は、昭和48年3月10日から実施する。

一部改正 昭和54年3月10日

〃 昭和56年5月9日

〃 昭和57年5月8日

〃 昭和59年10月6日

- 〃 平成2年4月18日
- 〃 平成4年5月25日
- 〃 平成6年4月23日
- 〃 平成10年4月18日
- 〃 平成13年4月21日
- 〃 平成16年4月24日
- 〃 平成18年5月25日
- 〃 平成20年7月9日
- 〃 平成22年4月24日